

令和 3 年

亀山市教育委員会 6 月定例会会議録

亀山市教育委員会 6 月定例会会議録

1. 日 時

令和3年6月23日（水）午後1時30分開会

2. 場 所

亀山市役所本庁舎3階 理事者控室

3. 出席委員

教育長	服 部 裕
1 番委員	大 萱 宗 靖
2 番委員	吉 岡 洋 子
3 番委員	宮 村 由 久
4 番委員	若 林 喜美代

4. 欠席委員 なし

5. 議事参与者

教育部長	亀 山 隆
教育総務課長（以下総務課長という。）	岡 安 賢 二
学校教育課長（以下学校課長という。）	宇 野 勉
参事（兼）生涯学習課長（以下参事生課長という。）	桜 井 伸 仁
教育総務課主幹（兼）保健給食グループリーダー（以下保健GLという。）	渡 邊 尚 也
教育総務課主任主査（兼）教育総務グループリーダー（書記）（以下総務GLという。）	中 野 貴 晶
教育総務課教育総務グループ主任主査	早 川 美 紀

6. 会議録署名者指名

3 番委員（ 宮 村 由 久 委員 ）

4 番委員（ 若 林 喜美代 委員 ）

7. 会議録の承認（5月定例会、第4回臨時会）

承認

8. 教育長報告

教育長 （令和3年6月定例会教育長報告に基づき報告）

（質問はなく、教育長報告を終わる。）

教育部長 （亀山市議会6月定例会質疑について報告）

教育長 前回の総合教育会議にて、教育委員会における施策の優先度の整理を行ってほしいとの意見が出た。次回の総合教育会議は8月頃の開催になると思われるが、教育委員会の施策の優先度を整理したものと、教育大綱が新しく変わる年度でもあるため、その件が話題になるのではないかと考えている。その開催に遡り、教育委員会臨時会または協議会を開催しなければならない場合があると考えている。

また、プールの外部活用というのは、川崎小学校のように改築間もないプールではなく、老朽化したプール設備について、改築や修理を行っていくのではなく、市所有のプールや民間のプールを活用したり、学校間でプールを共用したりするなど工夫して財政的な面を含めて対策を今後考えていくということである。

9. 議事

教育長 議案第42号「専決処分した事件の承認について」を上程し、事務局の説明を求める。

専決第21号「亀山市学校運営協議会委員の委嘱について（白川小学校）」

教育部長 専決処分した事件の承認についてであります。亀山市教育委員会事務委任規則第3条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定に基づき、委員会に報告し承認を求めるものです。専決処分した事件については、「亀山市学校運営協議会委員の委嘱について（白川小学校）」であります。詳細については、学校課長より説明します。

学校課長 （資料に基づき説明）

- 大萱委員 スクールコラボレーターというのは他校の学校運営協議会でもいるのか。
- 学校課長 白川小学校独自の呼び名です。学校と地域のつなぎ役を行っていただき、様々な教育活動を行う時の呼びかけ等を行ったりしていただいている方をスクールコラボレーターと呼んでいます。
- 大萱委員 自治会長でもスクールコラボレーターをしている方としていない方がいるが、どのように選定しているのか。
- 学校課長 それぞれの地域に選定を依頼して、地域の方々に一番声を掛けやすい方をスクールコラボレーターとして選んでいると聞いています。
- 大萱委員 学校運営協議会の活動とは関係があるのか。
- 学校課長 スクールコラボレーターは、学校運営協議会の委員になっていただき、その趣旨を十分理解したうえで地域の方へ考え方や行事の開催等を広めている役割を担っていただいています。
- 大萱委員 白川小学校は特認校であり、校区外から通学している子どもの保護者もみえると思うが、そういった方との関係性はどのようなものか。そういった保護者が学校運営協議会の委員となることは検討されていないのか。
- 学校課長 そのような方は地域の代表者ではないため、委嘱の可能性としてはPTA代表者として委員になると思います。その場合、PTAからの人選についてはPTA内にて推薦いただき、その内容を以て委嘱するという流れとなります。
- 大萱委員 「その他教育委員会が必要と認める者」という区分での選任、委嘱はないのか。そのような議論はないのか。
- 学校課長 現在のところ、そのような動きはありませんが、そのような視点も必要なことであると考えています。
- 教育長 校区外の方について、保護者間では違和感なくPTAの中で溶け込んでいるという印象を持っている。
- 若林委員 スクールコラボレーターは5名の方で全員か。
- 学校課長 そのとおりです。白川小学校のスクールコラボレーターは5名で、全ての方が学校運営協議会の委員です。
- (ほかに質問はなく、議案第42号は可決される)

教育長 議案第43号「専決処分した事件の承認について」を上程し、事務局の説明を求める。

専決第22号「亀山市学校運営協議会委員の委嘱について（神辺小学校）」

教育部長 専決処分した事件の承認についてであります。亀山市教育委員会事務委任規則第3条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定に基づき、委員会に報告し承認を求めるものです。専決処分した事件については、「亀山市学校運営協議会委員の委嘱について（神辺小学校）」であります。詳細については、学校課長より説明します。

学校課長 (資料に基づき説明)
(質問はなく、議案第43号は可決される)

教育長 議案第44号「専決処分した事件の承認について」を上程し、事務局の説明を求める。

教育部長 専決第23号「亀山市青少年育成指導委員の委嘱について」
専決処分した事件の承認についてであります。亀山市教育委員会事務委任規則第3条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定に基づき、委員会に報告し承認を求めるものです。専決処分した事件については、「亀山市青少年育成指導委員の委嘱について」であります。詳細については、生涯学習課長より説明します。

参事生課長 (資料に基づき説明)
(質問はなく、議案第44号は可決される)

教育長 議案第45号「亀山市独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度に係る保護者負担額に関する要綱の制定について」を上程し、事務局の説明を求める。

教育部長 議案第45号「亀山市独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度に係る保護者負担額に関する要綱の制定について」であります。提案理由といたしましては、亀山市独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度に係る保護者負担額に関する要綱を制定することについて、委員会の議決を求めるものです。詳細につきましては、教育総務課長より説明します。

総務課長 (資料に基づき説明)
 教育長 第2条第2項の規定にて就学援助を受けている家庭については負担額を徴収しないと明記されているが、第2条第1項第2号の規定にて生活保護を受けている家庭からは20円を徴収すると明記されている。生活保護を受けている家庭からは負担額を徴収し、就学援助を受けている家庭からは徴収しないのは何故か。

総務課長 調べて報告させていただきます。
 大萱委員 今回要綱を制定することとなったが、従来から行っている事務手続き等には変化ないという認識でいいか。

総務課長 そのとおりです。
 宮村委員 これまでは何を根拠に負担額を徴収していたのか。
 総務課長 日本スポーツ振興センターにおいて共済掛金の額が定められており、それを根拠としていました。

宮村委員 では、今年から要綱を制定するのは何故か。どういう経緯があるのか。何も変わりなければ要綱を制定する必要はないのではないか。

保健GL 生活保護を受けている家庭も就学援助を受けている家庭についても、従来から負担額は徴収していませんでした。また、生活保護を受けている家庭の掛金の金額は、一般の方とは別に日本スポーツ振興センターが一人当たり20円の保護者負担であると定めていました。この状況の中、昨年度の災害給付に関する実地調査の段階で、日本スポーツ振興センターからこれら金額等についての明文化を求められたため、今回議案として提出させていただきました。

教育長 他の市町では要綱を制定しているところもあるが、亀山市では作成せず運用してきた中で、昨年度の調査の中で例規が未制定であることが判明したため、制定を求められたという認識でいいか。

保健GL そのとおりです。以前から明文化するように通知がありましたが、昨年度の実地調査の際、改めて制定の指示があり、今回に至っています。

教育長 では、通知があったのに制定が出来ていなかったということか。
 保健GL そのとおりです。その段階で手続きが出来ていませんでした。
 教育長 話は戻るが、なぜ生活保護を受けている家庭からは負担額を徴収し、就学援助を受けている家庭からは徴収しないのか。

保健GL 生活保護を受けている家庭も就学援助を受けている家庭も保護者からは負担額を徴収していません。掛金としては市が全額負担し、日本スポーツ振興センターへの支払いを行っています。

教育長 では、繰り返しとなるが、第2条第2項の規定では就学援助を受けている家庭については負担額を徴収しない、第2条第1項第2号の規定では生活保護家庭からは20円を徴収すると明記されているのは何故か。

教育部長 第2条第2項の規定にあります負担額を免除される方、いわゆる就学援助を受けている方につきましては、第2条第1項第1号の規定により、負担額が1人当たり460円充当され、その金額は第2条第2項の規定により徴収しないこととなります。一方、生活保護を受けている方につきましては、第2条第1項第2号の規定により一人当たりの負担額が20円となりますが、こちらも同様に第2条第2項の規定により徴収しないこととなります。

大萱委員 徴収しないのであれば、なぜ20円と明記する必要があるのか。

教育部長 日本スポーツ振興センターの規定として、保護者負担額として1人当たり460円、生活保護を受けている家庭の負担額は一人当たり20円とあります。よって、掛金として支払う金額がそれぞれあり、その金額に対して減免措置を行うという運用のもので、金額としては明確に記載する必要があります。

大萱委員 この要綱は保護者負担額に関する要綱であるが、日本スポーツ振興センターに対して第2条第1項第1号の規定の460円は支払い、第2項の規定により徴収しないと明記しているが、第2条第1項第2号の20円については徴収しないと記載していないと考えられるが如何か。

教育部長 本来であれば、それぞれ保護者負担として、第2項第1項各号の規定による金額をお支払いいただくということです。ただ、亀山市として減免措置があることを第2項に付記しているもので、市独自のルールということになります。まずは負担額としては金額を定め、その金額に対して減免措置を行うという理解でお願いいたします。

教育長 では、第2条第2項に明記されている「法第29条第2項各号」というのは生活保護を受けている家庭だけではなく、就学援助を受けている家庭も含まれているという認識でいいのか。

総務課長

そのとおりです。

(ほかに質問はなく、議案第45号は可決される)

教育長

議案第46号「亀山市青少年総合支援センター補導委員の委嘱について」を上程し、事務局の説明を求める。

教育部長

議案第46号「亀山市青少年総合支援センター補導委員の委嘱について」であります。提案理由といたしましては、亀山市青少年総合支援センター補導委員の任期が令和3年6月30日で満了となるため、亀山市青少年総合支援センター規則第4条第3項の規定に基づき、別紙名簿の者を令和3年7月1日付けで亀山市青少年総合支援センター補導委員に委嘱することについて、委員会の議決を求めるものです。詳細につきましては、生涯学習課長より説明します。

参事生課長

(資料に基づき説明)

(質問はなく、議案第46号は可決される)

10. 報告事項

教育長

本日は各報告事項について事務局の説明を求めないこととする。事前に資料をご確認いただいた中で、ご質問等があればお願いしたい。

宮村委員

報告事項1「学校別職員ワクチン接種状況について」、教職員のワクチンの接種状況であるが、接種率は71%くらいである。あくまで努力義務であるため、アレルギー等を理由に接種しない職員もいると思われるが、その辺りの実情を把握しているか。この接種率は最終的には100%に達するものであるのか、そうではないのか。

また、12歳以上の接種については集団接種ではなく、個人情報観点等から個人接種が望ましいとは一般的に言われているが、小学6年生以上のワクチン接種について、亀山市の方針としてどのようなものか。

教育長

まず、教職員のワクチン接種状況について、資料は6月20日現在のものであるため、以降の新規予定を含めて最新の状況を説明いただきたい。

教育部長

6月22日の段階における状況、23日午前中の状況として捉えていただいても結構ですが、6月26日、27日及び7月3日に次の集団接種が予定されています。そこに希望されている職員が38名予定されており、その人数を加えますとトータル424名の方が接種、接種率は78.1%、ほぼ8割の教職員が接種するということになります。一方、接種しない方につきましては、あくまで接種が強制ではありませんので、理由は伺っていません。あくまで希望ということです。

また、小学校6年生と中学生のワクチン接種は、いずれ国等から示されることになると考えていますが、現時点での懸念事項として、「接種する、しない」に関する差別化が発生しないか、また接種後の経過観察等の対応を各学校で行う事は難しいのではないかとこの観点から、学校での集団接種は出来ないと判断しており、担当部署にその申し入れを既に行っています。基本的には児童生徒は保護者の責任のもとで接種をしていただくことが望ましいということも申し入れています。ただ、現時点においては、いつ頃から接種が可能であるのか、国からどのような方向が示されるのか明らかになっていませんので、それらの状況を見ながら具体的方法を定めていくことになろうかと考えています。

教育長

時期は未定、集団接種は行わないという認識でいいか。

教育部長

はい。

若林委員

土曜日、日曜日にワクチン接種に行くとのことであるが、ワクチン接種に関する休暇は無いのか。また、資料から学校ごとに接種率に差があるが、例えば野登小等は接種率が低い理由はあるのか。

教育部長

土曜日、日曜日のワクチン接種につきましては、三重大学における集団接種の枠で、亀山市の教職員、保育士、放課後児童クラブ指導員等の職種の方々を接種対象としたものです。この状況から、接種は土曜日、日曜日となっているところです。もし、別の申請等により平日に接種をする場合は休暇扱いとなります。

また、学校により接種率に幅があるということですが、野登小学校について明確な理由は聞いておりません。一方、中学校において低い傾向にあるのは、2回目接種の日程と中体連の日程が重なったこと等学校行事の都合があったと聞いています。

大萱委員 報告事項3「進路状況について」、私立の中学校に行った児童は何名ぐらいいるのか。

教育長 年度により差があるが、おおよそ5～10パーセント程度で推移している。また、10%に達することは少ない。

学校課長 特に井田川小学校、亀山西小学校、亀山東小学校の進学率が高くなっています。交通の利便性等の理由があるかもしれません。

大萱委員 進学率は上がってきていることはないのか。

教育長 年度により様々である。

教育長 亀山高校の定員が減ったのはいつか。

学校課長 この春、令和3年度からです。令和2年度の入学試験からですので、資料にある令和2年度がその数であり、数字だけ見ると亀山高校への進学が減っているようにみえますが、進学率としては上がっています。

若林委員 年々通信制へ進む子が増えている。資料によると、令和2年度は県外の通信制高等学校への進学が11人となっているが、どのような学校か。

学校課長 本部が東京にある通信制の学校等も全国展開を広げており、様々な通信制の高等学校へ進学可能と聞いています。

若林委員 その学校は完全な通信制で通うことはないのか。

学校課長 若干通う事はあると聞いています。サテライトを利用して行うと聞いていますので、実際本部へ通うことはないと思います。

教育長 通信制を選ぶ子の全てが不登校の生徒であったわけではないのか。

学校課長 昨年度の中学校3年生の不登校の生徒数よりも多い生徒が通信制へ通っています。様々な通信制の学校が出来ていて、例えば本格的にプロスポーツを目指す生徒が通信制を選択する等、進路選択が広がっています。

教育長 報告事項5「亀山市放課後子どもプラン運営委員会委員の委嘱について」、北澤氏は市PTA連合会の会長ではないのか。

参事生課長 会長ではありません。

教育長 役員か。

参事生課長 はい。

1 1. 閉会

午後15時00分

以上会議の顛末を記録し、下記のとおり署名する。

教育長

3番委員

4番委員